

道路運送車両法関係手数料令の一部改正に関する意見の募集について

令和2年6月
国土交通省
自動車局

現在、我が国の自動車保有台数は8,000万台を超え、自動車は国民生活に欠くことのできないものとなっている。このため、自動車技術の進展や自動車を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、自動車の安全の確保と環境の保全、国民や地域の多様なニーズへの対応に取り組むことが必要です。

第198回国会にて成立した、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務（審査用技術情報管理事務）を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせる規定等が整備されました。

今般、審査用技術情報管理事務について、令和3年10月以降、当該業務の内容（自動車の電子装置ごとに異なる故障コードの一覧の管理等）が増え、手数料として徴収すべき程度の実費が発生することとなることから、新たに手数料額を定めることを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

道路運送車両法関係手数料令の一部改正（案）（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和2年6月16日（火）～令和2年7月15日（水）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「道路運送車両法関係手数料令の一部改正に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ FAXの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <https://www.e-gov.go.jp/publiccomment/>
- ② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42414）

FAX 03-5253-1639